

瀬戸市農業委員会告示第4号

瀬戸市農業委員会規程（昭和35年瀬戸市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月29日

瀬戸市農業委員会

会長 朝井 徹也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(公印)</p> <p>第7条 委員会及び会長の公印は、次のとおりとする。</p> <table><tr><td><table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会印</td></tr></table></td><td>縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト</td><td><table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会長印</td></tr></table></td><td>縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト</td></tr></table>	<table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会印</td></tr></table>	瀬戸市 農業委 員会印	縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト	<table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会長印</td></tr></table>	瀬戸市 農業委 員会長印	縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト	<p>(公印)</p> <p>第7条 委員会及び会長の公印は、次のとおりとする。</p> <table><tr><td><table border="1"><tr><td>員農瀬 会業戸 印委市</td></tr></table></td><td>縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト</td><td><table border="1"><tr><td>会農瀬 長業戸 印委市</td></tr></table></td><td>縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト</td></tr></table>	<table border="1"><tr><td>員農瀬 会業戸 印委市</td></tr></table>	員農瀬 会業戸 印委市	縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト	<table border="1"><tr><td>会農瀬 長業戸 印委市</td></tr></table>	会農瀬 長業戸 印委市	縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト
<table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会印</td></tr></table>	瀬戸市 農業委 員会印	縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト	<table border="1"><tr><td>瀬戸市 農業委 員会長印</td></tr></table>	瀬戸市 農業委 員会長印	縦2.1ミリメートル — ト 横2.1ミリメートル — ト								
瀬戸市 農業委 員会印													
瀬戸市 農業委 員会長印													
<table border="1"><tr><td>員農瀬 会業戸 印委市</td></tr></table>	員農瀬 会業戸 印委市	縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト	<table border="1"><tr><td>会農瀬 長業戸 印委市</td></tr></table>	会農瀬 長業戸 印委市	縦2.2ミリメートル — ト 横2.2ミリメートル — ト								
員農瀬 会業戸 印委市													
会農瀬 長業戸 印委市													

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。